

---

## 「基準該当生活介護」重要事項説明書

---

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会 きりしま苑

## 「基準該当生活介護」重要事項説明書

当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して介護保険法による指定通所介護サービスを、基準該当生活介護として提供します。当サービスの利用は、原則として障害程度区分2以上である方（区分2は年齢が50歳以上の方）の内、介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の体制	3
4. きりしま苑が提供するサービス	3
5. 受給者証の確認	6
6. 診断書の提出	6
7. サービス提供におけるきりしま苑の義務	7
8. サービスに関する留意事項	7
9. サービス利用の終了	7
10. 苦情の受付について	8

社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会きりしま苑

当事業所は基準該当事業所として長岡京市の指定を受けています。  
(第2643000017号)

1. 事業者	
(1) 法人名	社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会
(2) 法人所在地	京都府長岡京市東神足2丁目15番2号
(3) 電話番号	075-955-5601
(4) 代表者氏名	会長 小野 洋史
(5) 設立年月日	昭和47年8月8日
2. 事業所の概要	
(1) 事業所の種類	<p>指定通所介護事業所・平成12年4月1日指定            京都府 73000028号</p> <p>当事業所は、個別機能訓練を加算対象サービスとして実施しています。</p> <p>基準該当生活介護事業所・平成18年10月1日指定            京都府 43000017号</p> <p>基準該当生活介護…介護保険法による指定通所介護事業者が、その地域において指定生活介護事業者が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護を提供するものです。</p>
(2) 事業所の目的	<p>介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に、通所介護サービスを提供します。</p> <p>また、障害者自立支援法の趣旨にしたがい、基準該当生活介護サービスを提供します。</p>
(3) 事業所の名称	社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会きりしま苑
(4) 事業所の所在地	京都府長岡京市東神足2丁目15番2号
(5) 電話番号	075-956-0294
(6) 事業所長（管理者）	氏名 奥田 健二
(7) 当事業所の運営方針	<p>「利用者一人ひとりを大切に」を基本理念として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の心身の機能に合わせた自立支援の為の生活リハビリと日常生活の介護を行う。</li> <li>2. 利用者の社会的孤立感の解消と、ADL「日常生活動作」の維持向上を図る為の複数のプログラムを提供し、生きがいとQOL「生活の質」を高めます。</li> </ol>
(8) 開設年月日	平成12年4月1日（但し、老人デイサービス事業は平成4年2月21日より実施しています。）
(9) 利用定員	1日 35人（通常型通所介護、基準該当生活介護を含む。）
(10) 事業所の行う 障害者福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護事業（ホームヘルプサービス）</li> <li>・重度訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>・行動援助（ガイドヘルプサービス）</li> </ul>

(11) 通常の事業の実施地域  
長岡京市内 全域、大山崎町の一部（円明寺地区の西法寺・脇山・北浦・横林・殿山・仏生田の一部、下植野地区の寺門・宮脇・代理分・梅畑・山王前・境野・宮本・二階下・飯田）

(12) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 8：30～17：30
定休日	土・日・祝日 年末年始
サービス提供時間	月～金 9：00～16：30

- ※ 「祝日」は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年七月二十日法律第百七十八号）に定められた日であり、振替休日を含みます。
- ※ 「年末年始」は12月29日から12月31日、1月2日から1月3日ですが、曜日等の都合により、毎年若干の変更があり、お知らせをしておりますのでご了承ください。（1月1日は元旦、祝日のため休みです）

(13) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階

(14) 建物の延べ床面積 2,765.824m<sup>2</sup>

(15) 事業所の周辺環境 神足神社や神足公園に隣接し、向かいには長岡京市立第九小学校があります。また、JR長岡京駅から徒歩10分と交通の便にも優れています。

### 3. 職員の体制

きりしま苑では、利用者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービス、基準該当生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

#### 〈主な職員の体制〉

職種	常勤換算	指定基準	勤務時間
1. 事業所長（管理者）	1.0	1名	8：30～17：30
2. 介護職員	6.5	5名	
3. 生活相談員	1.0	1名	
4. 看護職員	1.2	1名	
5. 機器訓練指導員	1.0	1名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

※基準該当生活介護の提供では、上記職種のうち、「介護職員」を「生活支援員」、「生活相談員」を「サービス提供責任者」とします。

#### 4. きりしま苑が提供するサービス

きりしま苑が提供するサービスは以下のとおりです。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 利用料金が介護給付費の支給対象となるサービス | があります。 |
| (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス |        |

(1) 介護給付費の支給対象となるサービス（契約書第5条参照）  
以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護給付費から給付されます。

##### ☆ 共通的サービス

###### ①送迎サービス

- 寝たままや車椅子のままでも乗車できるリフト付き送迎車により送迎します。

###### ②健康チェック等

- 保健師、看護師による健康チェック（脈拍・血圧・体温・体重・一般健康状態）及び必要な方には主治医の指導により処置を行い、健康維持・増進をはかります。

###### ③食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- 食事の準備、介助を行います。
- きりしま苑では、身体状況に合わせた食事を提供します。

###### 〔食事形態〕

主食	普通	軟飯	おにぎり	粥	ペースト食
副食	普通	一口大	キザミ	極キザミ	ペースト食

※ゼリー食等、特別な食事が必要な方はご持参ください。

###### ④養護

- ご家庭の介護負担軽減のために、日常生活の介助介護（つめ切り、耳そうじ等）を実施します。

###### ⑤排泄

- 利用者の排泄介助を行います。

###### ⑥生活リハビリ

- 心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の維持、又は回復するための生活リハビリを、レクリエーション等プログラム活動全般を通して取り入れます。

###### ⑦プログラムと主な内容

- 毎回の利用ごとに2つのプログラムを用意し、利用者に選択していただきます。
- ひとりひとりのADLに合わせたプログラムの取り組みを行います。  
プログラムの内容　　体操・創作活動・ゲーム・季節ごとの年中行事等

###### ⑧入浴

- きりしま苑では身体状況に合わせた入浴を行います。

###### 〔入浴形態〕

特 别 浴	寝たきりの方は、特殊浴槽にて寝たままの姿勢で、入浴していただけます。
-------	------------------------------------

リ フ ト 浴	座れる方には専用リフトにて座ったまま入浴していただけます。
介 護 浴	介助歩行が可能な方は、手摺の付いた浴槽で部分介助にて入浴していただけます。
一 般 浴	手摺の付いた浴槽で職員の見守りにより入浴していただけます。

### ☆ 加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。加算額の1割を追加料金としていただきます。

#### ①食事提供体制加算

事業所で食事を提供することに対する加算です。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第5条参照）

きりしま苑が介護給付費を代理受領する場合には、下記の料金表によって、利用者の障害程度区分に応じたサービス料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担金）をお支払いいただきます。

きりしま苑が介護給付費額の代理受領を行わない場合には、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（【サービス提供証明書】と「領収書」を添えて長岡京市役所に申請すると介護給付費が支給されます。）

### ☆ 共通的サービス

1. 利用者の障害者区分と サービス利用料金 (介護給付費基準額)	区分2～6  7, 395円
2. うち、介護給付費の支 給対象の金額	6, 655円
3. サービス利用に係る利 用者負担額(1-2)	740円

### ☆ 加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

1. 加算対象サービスと サービス利用料金 (介護給付費基準額)	①食事提供体制  318円
2. うち、介護保険から 給付される金額	286円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	32円

(2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただくサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

## ①食事の提供にかかる費用

利用者に提供する食事の材料費等です。

料金：1回あたり 547円（税込み、ジュース代20円を含む）

（当日9時までに利用中止の申し出がない場合は、お支払いいただきます。）

## ②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活上必要となるものは必ずご持参ください。持って来られないときは実費相当額をいただきます。

（おむつ、パット等）

## ③複写物の交付

利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

## （3）利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金、費用は、1か月ごとに計算し翌月の16日に請求します。きりしま苑の定める支払い方法により、利用者が指定された金融機関から、26日に自動引き落としを行います。

## （4）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までにきりしま苑に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当になつて利用の中止の申し出をされた場合取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但し利用者の体調不良など正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、きりしま苑の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 5. 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はすみやかにきりしま苑にお知らせください。また、きりしま苑が「受給者証」の確認を求めた場合はご提示くださいますようお願いします。

## 6. 診断書の提出

- サービスの利用を希望される場合は、事前にきりしま苑が指定する診断書の提出をしていただきます。但し、6ヶ月以内に他施設利用のための診断書がある場合は同様の内容の診断書であればコピーでも可です。診断書にかかる諸費用は実費となります。
- 利用者の状況が変わった場合は再度提出を求めることができます。

## 7. サービス提供におけるきりしま苑の義務（契約書第7条、第8条参照）

きりしま苑は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第7条、第8条に規定される義務を負います。きりしま苑では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ利用者から聴取・確認の上サービスを実施します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥利用者へのサービス提供時において、事故が生じた場合には、速やかに必要な処置を講ずるとともに、その概要を家族、保険者及び関係各機関に連絡します。
- ⑦きりしま苑及びサービス従事者または従業員は、サービス提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。  
また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

## 8. サービスに関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用していただきます。
- 故意に、またはわざかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、備品を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- きりしま苑の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (2) 喫煙

きりしま苑敷地内の喫煙スペース以外はできません。(建物内は禁煙)

### (3) 飲食物の持ち込みについて

きりしま苑デイサービス利用時は安全の確保と衛生の観点から、飲食物の持ち込みは原則お断りさせていただきます。但し、疾病上の理由など特別な事情がある場合、個別に対応いたします。

### (4) 貴重品の持ち込みについて

- 貴重品とは、「現金(財布)・通帳・貴金属(指輪 ネックレスなど)。」またはそれに準ずる時計などです。
- 貴重品のご持参はご遠慮ください。万一、貴重品を紛失された場合、当苑では責任を負いかねますので、ご了承下さい。なお、ご持参された場合、金庫にて保管し、帰宅時に返却致します。

## 9. サービス利用の終了

利用の終了を希望される場合は、その理由を明らかにして、利用予定の2日前までにきりしま苑に申し出て下さい。契約を終了することができます。

また、利用者が、故意に他の利用者、又は職員の身体・信用を著しく傷つけた場合は、きりしま苑より契約を解除することができます。

## 10. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

きりしま苑における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情相談窓口 長岡京市社会福祉協議会きりしま苑  
所在地 長岡京市東神足2丁目15番2号（市立地域福祉センター内）  
電話番号 (075)956-0294 FAX (075)956-0290  
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00

### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

長岡京市障がい福祉課	所在地 長岡京市開田3丁目3番地36号 電話番号 (075)955-9710 FAX・(075)952-0001 受付時間 8:30～17:00
京都府社会福祉協議会	所在地 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375番地 府立総合社会福祉会館（hardtape京都）5階 電話番号 (075)252-6294 FAX・(075)252-6310 受付時間 8:45～17:00

## 11. 虐待の防止について

きりしま苑は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の利用者に対する人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、職員又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。
- (4) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等 の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
  - ・虐待防止担当者 通所介護管理者
  - ・虐待防止責任者 きりしま苑施設長
- (5) 障がい者虐待に関する行政の相談窓口

乙訓障がい者虐待防止センター	所在地 長岡京市井ノ内西ノ口17番8号 電話番号 (075)959-9085 FAX・(075)959-9086 電子メール otsufuku-center@y-mobile.ne.jp 受付時間 24時間 365日対応
----------------	---

## 12. 身体拘束の禁止

きりしま苑は、サービスの提供を行っている時に 利用者本人もしくは他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体を拘束することはありません。緊急やむを得ず、利用者の身体を拘束する場合は、その状況・時間・方法等の詳細を記録し、閲覧に供します。

## 13. 感染症の予防及びまん延防止について

事業所は、感染症の発生と、まん延を防止するために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

## 14. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

基準該当生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 京都府長岡市東神足2丁目15番2号  
社会福祉法人長岡市社会福祉協議会 印

説明者

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、基準該当生活介護サービスの提供開始に同意しました。

又、基準該当生活介護利用契約書、第8条第3項(守秘義務)に関し、サービス担当者会議等において、私及び私の家族の個人情報を契約の有効期間中、用いることに同意しました。

利 用 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_